

## 大阪府もずとも要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「大阪府もずとも」の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (もずとも登録等)

第2条 大阪府広報担当副知事もずやん（以下「もずやん」という。）と友情を育み、大阪府政の広報に協力する意思のある者であって、大阪府もずともに登録しようとする者は、知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大阪府もずとも登録申請書（様式第1号。）を登録を受けようとする日の2週間前までに知事に提出するものとする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、これを証する書類を添えて、第1項の登録（以下「もずとも登録」という。）を受ける意思のあることを知事に書面で申し出ることにより、もずとも登録を受けることができる。

- 一 大阪府と包括連携協定を締結している者
- 二 大阪府政・地域貢献企業登録制度の登録をしている者
- 三 大阪産(もん)商標登録ロゴマークの使用許可を得ている者
- 四 大阪製ブランド認証を得ている者
- 五 こさえたんロゴマークの使用承認を得た者
- 六 前各号と同等のものであるとして知事が適当と認めた者

### (登録の基準)

第3条 知事は、前条第2項の申請があった場合において、申請者（申請者が法人である場合はその役員を含む。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するときは、同条第1項の登録をするものとする。この場合において、知事は、暴力団排除のために必要があると認めるときは、同条第2項に規定する申請書の内容等を大阪府警察本部に照会することができる。

一 地域貢献企業登録制度要綱第3条第2項各号（第8号を除く。）のいずれにも該当しないこと。

二 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第1号から第4号までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれにも該当しないこと。

三 第6条第1項の抹消を受けた者であって、当該抹消の日から3年を経過しないものでないこと。

四 過去に偽りその他不正の手段により登録を受けた者でないこと。

五 この要綱の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

2 知事は、前条第1項の登録をしたときは、その旨を当該登録を受けた者（以下「もずとも」という。）に対して書面により通知するものとする。

- 3 前項の場合において、知事は、もずとも同意が得られたときは、当該登録について公表するものとする。

(協定の締結等)

第4条 もずともは、もずやんのイラスト等の使用又はもずやんのイベント等への出演に関し、知事と協定を締結することができる。

- 2 前項の協定は、知事及びもずとも双方の協議の上で、これを締結するものとする。
- 3 前各項の規定に関わらず、もずともが第6条第1項の抹消を受けたときは、当該抹消を受けた者と締結した協定は失効するものとする。

第5条 第2条第3項の規定によりもずとも登録を受けた者は、前条の規定による協定の締結のほか、次の各号の規定による承認を得ることなく、もずやんのイラスト等をその商品、サービスその他のものに使用し、又は、その主催するイベント等にもずやんを出演させることができる。

- 一 もずやんのイラスト等を使用しようとするとき 大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱（以下「イラスト要綱」という。）第3条及び第5条の規定
  - 二 もずやんをイベント等に出演させようとするとき 大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関する要綱（以下「イベント要綱」という。）第3条及び第5条の規定
- 2 前項の規定によりもずやんのイラスト等を使用し、又は、もずやんをイベント等に出演させようとするときは、事前に知事と協議し、同意を得ることとし、次の各号の規定を遵守するものとする。
    - 一 もずやんのイラスト等を使用しようとするとき イラスト要綱第6条、第7条及び第10条から第13条までの規定
    - 二 もずやんをイベント等に出演させようとするとき イベント要綱第6条、第7条及び第10条から第13条までの規定

(登録の抹消)

第6条 知事は、もずともが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

- 一 第3条第1項各号（第3号を除く。）の基準に適合しなくなったとき。
  - 二 第2条第3項の規定により知事に申し出た書面に添えた書類に係る事実が失われたとき。
  - 三 偽りその他不正の手段により第2条第1項の登録を受けたとき。
  - 四 もずともが解散もしくは死亡したとき。
- 2 知事は、前項の抹消をしたときは、その旨を当該抹消した者に対して書面により通知するものとする。
  - 3 知事は、第1項の抹消をした場合であって、府民の利益を保護する必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 第1項の抹消により生じた損害について、知事、大阪府又はその職員（以下「知事等」という。）は、その賠償の責めを負わない。

（その他）

第7条 もずともは、この要綱の施行に関し、大阪府の職員が大阪府綱紀保持基本指針（平成9年11月25日策定）の遵守に支障をきたすことがないように、十分に配慮し、協力するものとする。

第8条 知事等は、この要綱による申請、協定の締結及びこれらに付随する事務に係る経費及び役務を負担しない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、もずとも登録及び協定の締結等について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

大阪府もずとも登録申請書		年 月 日
大阪府知事 様		申請者 住所 商号又は名称 代表者氏名
大阪府もずとも要綱第2条第1項の登録を受けたいので、本要綱に同意し、関係書類を添えて申請します。		
所在地	〒	
担当者職氏名	職名	
	氏名	
担当者連絡先	所属名	
	所在地	〒
	電話	
	ファックス	
	Eメール	
<p>誓約事項</p> <p>申請者（申請者が法人である場合にあつてはその役員を含む。）が大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第1号から第4号までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>※誓約する場合、□の中にレ点チェックを記入してください。      □</p>		

※申請者が法人である場合は、定款、規約又は会則その他の書類を添付すること。